

平成 20 年 2 月 15 日

「トレーディング勘定における追加的デフォルト・リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル委員会より昨年 10 月 12 日に公表された「トレーディング勘定における追加的デフォルト・リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」に対してコメントをする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会における本ガイドラインの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総 論】

今回の市中協議に付されているガイドラインの内容については、バーゼルテキストの内容の明確化を図るものであり、基本的には支持したい。

わが国では、2007 年 3 月末からバーゼル が導入され、これに基づいて銀行のリスク管理の向上を図ってきているところであるが、今回の提案は、そのうちのマーケットリスク規制、とりわけ市場リスクの個別リスクに対して内部モデルを用いている場合に焦点を絞ったものと理解している。

われわれのコメントは、内容の明確化を図るとともに、トレーディング取引の実態に鑑み過度にハードルの高いものとすべきでないとの観点から意見を述べたものである。

【各 論】(フィードバックが求められている具体的な論点に沿って記述)

(論点 3) 追加的デフォルト・リスクの計算頻度

現状、デフォルト率等に関する格付機関の分析報告によって計測する場合には、年 1 回の更新が最短となっている。もし日次ベースでの運用を意図しているのであれば、追加的デフォルト・リスクの計測頻度については各金融機関の

内部リスク管理実務の実態に合わせた裁量の余地を確保することが必要である
と考える。

(論点5)流動性ホライズンの推計

1.「流動性に関する事項」について

パラグラフ 20 の末尾に、「流動性に関する事項を反映することは適切である」とあるが、商品毎にその流動性を定量的に計測することはきわめて困難であり、掛け目などを用いることによって対応したとしても、その掛け目の妥当性を検証することは不可能であると考ええる。

もし早期導入を目指すのであれば、商品カテゴリーやその流動性ホライズンについて、指定または明示いただけるものがあれば、可能な限り示していただいた方が分かりやすいと考える。

2.「流動性ホライズン」の考え方

パラグラフ 22 では、「ストレス状況にある市場で、類似のポジションをリバランスさせる際の、実際のトレーディング実績、およびリスク管理プロセスと整合的な期間」と記載されている。

しかし、商品毎に流動性ホライズンを推計するうえでは、サンプル数が限られているうえ、ストレス状況下において実際のポジションの流動性ホライズンを商品毎にデータを収集することは極めて困難と言わざるを得ない。このため、サンプル数が限られている状況での商品毎の流動性ホライズンを具体的に提示いただきたい。

3.集中しているポジション(発行体の集中)の計量

パラグラフ 25 では、「集中したポジションについて流動性ホライズンをより長くすることは、発行体の集中と市場の集中という 2 種類の集中に対して適切な自己資本を用意するために必要である」と記載されている。ここで述べている「発行体の集中」と「流動性ホライズン」とは関係がないように思われるが、何を意図しているのか趣旨を確認させていただきたい。

(論点6) 仕組商品に係る追加的デフォルト・リスクの推計方法

パラグラフ 10 で触れている「仕組商品におけるデフォルト・イベントから生じ得る間接的損失」とは、仕組商品に含まれる「一部アセットの」デフォルト・イベントによる損失と解釈される。つまり、仕組商品の全てのアセットがデフォルトするとは考えにくく、またそのような場合は直接的損失として扱われると考えるが、そのような場合には、格下げなどの信用格付の遷移やスプレッド・リスクの変動も同時に進行するものと考えられる。

しかし、本ガイドラインでは、前者（デフォルト・イベントから生じ得る間接的損失）は自己資本賦課の対象とされる一方で、後者（信用格付の遷移やスプレッド・リスク）は対象としないとされ（パラグラフ 14）両者は概念的に分けて考えられている。このため、パラグラフ 10 でいう「仕組商品におけるデフォルト・イベントから生じる間接的損失」とパラグラフ 14 でいう「信用格付の遷移やスプレッド・リスク」の違いを明確にしていきたい。

以 上